

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事
工事地名	茨城県水戸市吉沼町地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	13) 機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
2) 事務所名	常陸河川国道事務所 防災課	14) 単価適用年月	製作：2026年 3月	据付：2026年 3月	
3) 工事番号	2025020009	15) 歩掛適用年月	製作：2026年 3月	据付：2026年 3月	
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	16) 前請負工事費	0		
5) 変更回数	0回	17) 前 契 約 額	0		
6) 主 工 種	揚排水ポンプ設備（維持修繕）	18) 随 意 契 約 額	0		
7) 工 事 量		19) 調 整 区 分	0		
8) 工 期	752日間 自 令和 8年 3月11日 (当初) 至 令和10年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	20) 工場管理費対象額			
9) 施 工 県	製作：静岡県	21) 共通仮設費対象額			
10) 地 区	製作：静岡地区	22) 現場管理費対象額			
11) 河川・路線	那珂川本川	23) 一般管理費等対象額			
12) 設 計 年 月	令和 8年 3月	24) 処 分 費 等	0		
		25) 公 告 日	令和 8年 2月18日		
		26) 入 札 締 切 日	年 月 日		

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：
----------	-------	----------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事 (当 初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
製作工		式	1		82,900,600				
コラム形水中ポンプ 設備整備		式	1		82,900,600				
主ポンプ設備 工場整備		式	1		82,900,600				
主ポンプ設備 工場整備		台	2	41,450,300	82,900,600			単-1号	
間接労務費		式	1		4,649,000				
純製作費		式	1		87,549,600				
工場管理費		式	1		3,488,000				
製作原価		式	1		91,037,600				
据付工		式	1		5,104,704				
コラム形水中ポンプ 設備輸送工		式	1		540,000				
輸送工		式	1		540,000				
輸送 主ポンプ設備 搬出		式	1		270,000			内-1号	

設計内訳書

工事名	R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事 (当 初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
輸送 主ポンプ設備 搬入		式	1		270,000			内-2号	
コラム形水中ポンプ 設備据付		式	1		4,564,704				
主ポンプ設備 撤去, 据付, 総合試運転		式	1		4,564,704				
主ポンプ設備 撤去, 据付, 総合試運転		台	2	2,183,616	4,367,232			単-2号	
直接経費		台分	2	98,736	197,472			単-3号	
共通仮設費		式	1		1,258,071				
共通仮設費		式	1		161,071				
技術管理費		式	1		161,071				
施工実態調査費		式	1		101,071			内-3号	
諸経費動向調査費		式	1		60,000			内-4号	
共通仮設費 (率計上)		式	1		1,097,000				
純工事費		式	1		6,362,775				

設計内訳書

工事名	R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事 (当 初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備（維持修繕）		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場管理費		式	1		1,511,000				
据付間接費		式	1		3,970,000				
据付工事原価		式	1		11,843,775				
設計技術費		式	1		3,112,000				
工事原価		式	1		105,993,375				
一般管理費等		式	1		11,866,625				
工事価格		式	1		117,860,000				
消費税相当額		式	1		11,786,000				
工事費計		式	1		129,646,000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 輸送 主ポンプ設備 搬出

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
修繕工事輸送費（水中ポンプ径400以上） 1号機搬出	2.5t 249km	式	1		135,000			
修繕工事輸送費（水中ポンプ径400以上） 2号機搬出	2.5t 249km	式	1		135,000			
合 計					270,000			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 輸送 主ポンプ設備 搬入

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
修繕工事輸送費（水中ポンプ径400以上） 1号機搬入	2.5t 249km	式	1		135,000			
修繕工事輸送費（水中ポンプ径400以上） 2号機搬入	2.5t 249km	式	1		135,000			
合 計					270,000			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書

施工実態調査費

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
技術員		人	2.7	37,434	101,071			
合 計					101,071			

一式当たり内訳書

諸経費動向調査費
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
諸経費動向調査費		式	1		60,000			
合 計					60,000			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一1号	主ポンプ設備 工場整備		単位	台	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	41,450,300	摘要
	ラム型水中ポンプ 交換部品費		式	1		2,792,000		
	水中モータ	140KW 6P 400V 50Hz	台	1	36,000,000	36,000,000		
	機械設備製作工		人	79	32,700	2,583,300		
	工場塗装費		式	1		75,000		
	計					41,450,300		
	単価					41,450,300	円/台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-2号	主ポンプ設備 撤去, 据付, 総合試運転		単位	台	数量	1	単価	2,183,616
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	機械設備据付工		人	44	32,232	1,418,208		
	普通作業員		人	10	25,908	259,080		
	電工		人	17	29,784	506,328		
	計					2,183,616		
	単価					2,183,616	円/台	

1 次単価表

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	コラム型水中ポンプ 交換部品費		単位	式	数量	1	単価	2,792,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
インペラナット	R181		個	1	104,000	104,000		
ロックプレート	R183		個	1	4,000	4,000		
調整シム	R192		台分	1	16,000	16,000		
シャフトスリーブ	R231		個	1	42,000	42,000		
Oリング	C111-3		個	1	6,000	6,000		
Oリング	C111-4		個	1	1,000	1,000		
吸込ベル	C221		個	1	1,150,000	1,150,000		
Oリング	C221-2		個	1	1,000	1,000		
Oリング	C462		個	1	1,000	1,000		
メカニカルシール	S221		組	1	1,010,000	1,010,000		
ケーブルホルダー	A316-1		個	1	110,000	110,000		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	コラム型水中ポンプ 交換部品費		単位	式	数量	1	単価	2,792,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ケーブルホルダー用パッキン	A316-2	個	1	5,000	5,000			
ゴムブロック	A316-3	個	1	14,000	14,000			
船用電線貫通金物		個	3	55,000	165,000			
ジッパーチューブ	A731	台分	1	68,000	68,000			
ケーブル保護管、バンド	A732, A741	台分	1	81,000	81,000			
銘板類	A820	台分	1	14,000	14,000			
計					2,792,000			
単価					2,792,000	円／式		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	修繕工事輸送費（水中ポンプ径400以上） 1号機搬出	2.5t 249km	単位	式	数量	1	単価	135,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬費用								
計			式	1		135,000		
単価						135,000		
						135,000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	雑機械器具損料	1936円	単位	式	数量	1	単価	1,936
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
雑器具損料								
計			式	1		1,936		
単価						1,936		
						1,936	円／式	

R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 製作原価	91,037,600	(15) 機器単体費	72,000,000	
(2) 据付工事原価	11,843,775	(16) 合算機器単体費	0	
(3) 中止期間中の現場維持等の費用	0			
(4) 設計技術費	3,112,000			
(5) 工事原価	105,993,375			
(1)+(2)+(4)				
(6') 一般管理費等 (計上額)	11,866,625	((6) 一般管理費等 (計算額)	11,871,257	
(7') その他費目計	0			
(8) 業務委託料等	0			
(9) 工事価格 -----	117,860,000			
(5)+(6')+(7')+(8) (万円未満切り捨て)				
(10) 消費税等相当額 -----	11,786,000			
(11) 請負工事費 -----	129,646,000			
(9)+(10)				
(12) 入札書比較価格 -----	117,860,000			
(請負工事費の100/110)				
(13) 調査基準価格	119,273,000			
(14) 調査基準価格の100/110	108,430,000			

工場管理費

工場管理費

機械設備名	工場管理費対象額	工場管理費率	計 上 額
コラム形水中ポンプ設備	9,966,540	35 %	3,488,289

工場管理費計 3,488,000

工場管理費対象純製作費

単独（追加工事）	9,966,540	
全処分費を除く工場管理費対象純製作額	9,966,540	
非対象額計（－）	77,584,000	
管理費区分6・A・B・C・D	0	（材料費 鋼材）
管理費区分E・F・Z 9 9 2 3	5,584,000	（材料費 鋼材を除く）
管理費区分3	72,000,000	（機器単体費）
管理費区分L	0	（輸送費）
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費のみ対象額）
管理費区分5	0	（一般管理費のみ対象額）
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）

工場管理費

単独（追加工事） 3,488,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 揚排水ポンプ設備（維持修繕）

合算工事：

対象工事費 5,104,704

据付直接工事費 5,104,704

事業損失 0

対象工事費に含まれる全処分費額

単独（追加工事）

0

現工事

0

合算工事

0

非対象額計（－）

0

管理費区分2

0

（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）

管理費区分3

0

（機器単体費）

管理費区分5

0

（一般管理費等のみ対象額）

管理費区分7

0

（支給品（製作品・機器単体費）の額）

管理費区分9

0

（率計算の非対象額）

管理費区分T

0

全処分費等のうち3％または3000万円を超える額

対象額（＋）

0

支給品（＋）

0

無償貸付機械評価額（＋）

0

共通仮設費対象額

単独（追加工事）

5,104,704

現工事

0

合算工事

0

全処分費等を除く共通仮設費対象額

5,104,704

現工事

0

合算工事

0

共通仮設費（率分）

率（補正前）

21.07 %

0 %

施工地域等補正

0 %

ICT施工補正

1

率（補正後）

21.49 % (21.07% × 週休1.02)

計上額

単独（追加工事）

1,097,000

現工事

0

合算工事

0

調整工事計上額

0

(積上分) 共通仮設費

共通仮設費（積上分）

運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	161,071
営繕費	0				

共通仮設費（積上分）計

161,071

据付間接費・現場管理費

据付間接費						
機械設備名	据付間接費対象額		据付間接費率		計上額	
コラム形水中ポンプ設備	2,836,416		140 %		3,970,982	
据付間接費計					3,970,000	
現場管理費						
単独（追加工事）純工事費	6,362,775	単独（追加工事）据付直接工事	5,104,704	単独（追加工事）共通仮設費		1,258,071
非対象額計（－）		0				
管理費区分2		0				（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）
管理費区分3		0				（機器単体費）
管理費区分5		0				（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分7		0				（支給品（製作品・機器単体品）の額）
管理費区分9		0				（率計算の非対象額）
管理費区分T		0				全処分費等のうち3%または3000万円を超える額
対象額（＋）		0				
支給品		0				
無償貸付機械等評価額		0				
事業損失防止施設費		0				
現場管理費対象純工事費						
単独（追加工事）	6,362,775	現工事	0	合算工事		0
全処分費等を除く現場管理費対象純工事費	6,362,775	現工事	0	合算工事		0
現場管理費率（補正前）	23.06 %	現工事	0 %	合算工事	0 %	
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1	
砂防・地滑り補正	0 %					
現場管理費率（補正後）	23.75 %	（23.06% × 週休1.03）			0 %	
現場管理費計上額						
単独（追加工事）	1,511,000	現工事	0	合算工事		0
				調整工事計上額		0
（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	201,935					

設計技術費

[illegible]

一般管理費等（当初）

主たる工種						
単独（追加工事）	揚排水ポンプ設備（維持修繕）					
工事原価						
単独（追加工事）	105,993,375	現工事	0	合算工事	0	
非対象額計（－）	0					
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）				
管理費区分T	0	全処分費等のうち3％または3000万円を超える額				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	105,993,375	現工事	0	合算工事	0	
全処分費を除く一般管理費等対象額	105,993,375					
標準一般管理費率						
単独（追加工事）	24.27	%	現工事	0	%	合算工事 0 %
製作原価における機器単体費（管理費区分3）						
単独（追加工事）	72,000,000	現工事	0	合算工事	0	
工事原価に占める機械単体費の比率（K）						
単独（追加工事）	0.68	現工事	0	合算工事	0	
機器単体費補正係数（R）						
単独（追加工事）	0.46	現工事	0	合算工事	0	
前払金支出割合による補正係数						
単独（追加工事）	1	現工事	0			
財団法人等による補正係数	1	現工事	0			
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価						
契約保証に係る補正值	0.04					
一般管理費等率						
単独（追加工事）	11.2	%	現工事	0	%	合算工事 0 %
一般管理費等						
単独（追加工事）	11,866,625	現工事	0	合算工事	0	
業務委託料等						
	0					
調査基準価格	119,273,000					
調査基準価格100/110	108,430,000	（ 92 %）				

工場管理費対象額（間接労務費対象額）リスト

[illegible]

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所 防災課

工事数量総括表

工事名	R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
製作工		式		1		
コラム形水中ポンプ 設備整備		式		1		
主ポンプ設備 工場整備		式		1		
主ポンプ設備 工場整備		台		2		
間接労務費		式		1		
純製作費		式		1		
工場管理費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
コラム形水中ポンプ 設備輸送工		式		1		
輸送工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
輸送 主ポンプ設備 搬出		式		1		
輸送 主ポンプ設備 搬入		式		1		
コラム形水中ポンプ 設備据付		式		1		
主ポンプ設備 撤去, 据付, 総合試運転		式		1		
主ポンプ設備 撤去, 据付, 総合試運転		台		2		
直接経費		台分		2		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
施工実態調査費		式		1		
諸経費動向調査費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事

特記仕様書

令和 8 年 2 月

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

工 事 名 : R7新川排水施設ポンプ設備整備工事
工事場所 : 茨城県水戸市吉沼町地先
工 期 : 契約の翌日から令和10年3月31日まで

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和7年度版）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R7新川排水施設ポンプ設備整備工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第2条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第3条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次の1又は2に掲げる者でなければならない。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証を有する者であること。

1. 主任技術者は、建設業法第7条2号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあつては建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。また、ハにあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））又は国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
2. 監理技術者は、建設業法第15条2号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）ハにあつては、国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者）

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 請負契約の締結後、契約工期内であっても次に示す場合については専任を要しないものとする。
 - （1）工場製作のみが行われている場合
 - （2）現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）

(3) 工事を全面的に一時中止している場合

(4) 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である場合
ただし、専任を要しない期間は、監督職員との協議により決定するものとする。

3. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せにおいて定める。

4. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。

（1）建設業法第26条第3項第二項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内もしくは福島県内の工事でなければならない。

（6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2 「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

(1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格書の写しなど）

(2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

(3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し等）

4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ (CORINS) への登録・修正を適切に行うこと。

第 6 条 コリンズへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-12 コリンズ (CORINS) への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第 7 条 コリンズへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-12 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2024) に準拠する。

茨城県水戸市吉沼町地先

緯度 36° 21' 54" 経度 140° 31' 31"

第 8 条 コリンズへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

コラム型水中ポンプ分解整備 2 台

第 9 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式ー 1 5）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 10 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 11 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 12 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第 13 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 14 条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>

[//www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html) に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

- ５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１５条 契約内容の変更手続き

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- １．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ２．受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第１６条 設計変更等

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書１-１-２２から１-１-２４に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第１７条 スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第１８条 機械設備施工実態調査

本工事は、「機械設備施工実態調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第１９条 諸経費動向調査

本工事は、「諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契

約書等を提示するものとする。

第20条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第21条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」(以下「統一様式」という。)に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第22条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書

⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真
-------------	-------

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・ 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第23条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第24条 部分使用

本工事は共通仕様書 1-1-35 部分使用を下記のとおり予定している。

(1) 部分使用箇所

コラム型水中ポンプ 1号機

(2) 使用時期

令和9年6月1日から

令和10年3月31日まで

第25条 デジタル工事写真の黒板情報電子化

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選

定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 26 条 快適トイレの試行

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上本条項の対象外とする。

第 27 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

(1) 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

(2) 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

(3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第 28 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃ 以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) が日最高 25℃ 以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) が 25℃ 以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃ 以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃ 以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上、又は暑さ指数 (WBGT) が 25℃ 以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している

期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第29条 安全管理推進技術検査等認定

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。なお、上記については、共通仕様書第1編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第30条 架空線等上空施設の事故防止対策

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第31条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第32条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第33条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載

を助長することのないようにすること。

4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第34条 工期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み契約の翌日から令和10年3月31日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第35条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第36条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、

設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 37 条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休 2 日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休 2 日制適用工事（完全週休 2 日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休 2 日に取組むものとする。

2. 週休 2 日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休 2 日

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止して

いる期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間とする。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日(土日)の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土

日)が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日(土日)の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第38条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月(ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く)をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、水戸気象台(気象庁のデータ)における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第39条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査(試行)(受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費(以下「賃金・労働時間等」という。)の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別(以下、「工種等」という。)を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者(注文者)、下請業者(使用者)に通知するものとする。

第40条 個人情報の取り扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止そ

の他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

（１）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

(2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第41条 受注者相互の協力（他工事との連携）

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R8 常陸河川国道管内ポンプ設備他点検整備業務（仮称）	新川排水施設ポンプ設備点検	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
R9 常陸河川国道管内ポンプ設備他点検整備業務（仮称）	新川排水施設ポンプ設備点検	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日

第42条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事では下記の制限がある。

本工事の工期は出水期間（6月1日から10月31日）を含んでいる。出水期間中は主ポンプ2台を稼働可能な状態にて維持するものとする。また撤去、搬出、工場整備、搬入、据付、は1台ずつ実施するものとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8:00～17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第43条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL:<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第44条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第43条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第43条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、

設計変更の対象としない。

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 4 5 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定さ

れることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 4 6 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することと

する。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第51条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第47条 総価契約単価合意方式について

1. 目 的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第48条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1. 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

2. 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

3. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

4. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

5. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

6. なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第49条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

4. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。

7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第50条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査（確認）方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項 目	実 施 時 期	対象設備
材 料 確 認	工場：納入後、製作開始前 現場：納入後、据付開始前	主ポンプ設備

性 能 確 認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	主ポンプ設備
塗 装 確 認	工場：塗装完了時 現場：塗装完了時	主ポンプ設備
現 地 試 運 転 確 認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、実負荷総合試運転を行うものとする。ただし、現地状況等により実負荷運転が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

第 5 1 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12 によるものとする。

第 5 2 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 5 3 条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によるものとする。

1. 気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。
 - 1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - 2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 5 4 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した

工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 5 5 条 分解整備計測項目

受注者は、修繕整備を実施する際、別表－１「分解整備計測項目」に示す修繕整備前後の計測データを施工管理記録として、監督職員へ提出するものとする。

第 5 6 条 工事概要

本工事は、新川排水施設のポンプ設備について分解整備を実施するものである。

第 5 7 条 工事施工範囲

本工事の施工範囲は、次に示す設備の撤去、搬出、工場整備、搬入、据付、総合試運転を行うものである。

種別	細別	単位	数量	施工内容	摘要
新川排水施設		式	1		
主ポンプ設備	主ポンプ	台	2	撤去、搬出、工場整備、搬入、据付、総合試運転	

次の内容は施工範囲に含まれるものとする

- ・ 端子盤までの配線取外し及び配線接続
- ・ 接続端子の防水処理

第 5 8 条 主要仕様

新川排水施設 主ポンプ

(1) 対象設備

コラム式水中ポンプ 2 台

口径 700mm

実揚程 4.46m

全揚程 9.00m

吐出量 1.0m³/s

回転速度 980min⁻¹

電動機出力 140kW

(2) 交換対象機器

ポンプ1台当たりの交換対象機器及び数量は以下のとおりする。

交換機器及び数量に変更が出た場合は変更契約の対象とする。

インペラナット 1個
ロックプレート 1個
調整シム 1個
シャフトスリーブ 1個
Oリング (C 1 1 1-3) 1個
Oリング (C 1 1 1-4) 1個
吸込ベル 1個
Oリング (C 2 2 1-2) 1個
Oリング (C 4 G 2) 1個
メカニカルシール 1個
ケーブルホルダー 1個
ケーブルホルダー用パッキン 1個
ゴムブロック 1個
船用電線貫通金物 3個
ジッパーチューブ 1式
ケーブル保護管、バンド 1式
銘板類 1式
水中モーター (140KW×6P×400V×50Hz) 1台

(3) 撤去・据付

主ポンプ設備撤去・据付 主ポンプ設備を分解整備するにあたり、現場より適切に撤去を行い工場へ搬出するものとする。また、工場での分解整備後は適切に据付を行うものとする。

分解整備が完了した機器は元の位置に正しく据付を行い、試運転にて異常な振動、騒音が無いことを確認するものとする。

(4) 工場整備内容

分解整備については、揚排水機場設備点検・整備指針(案)同解説に基づき行うものとする。整備に伴う消耗品類及びボルトナットについては、すべて新品に交換を行なうものとし、交換する部品は交換対象機器のとおりにする。なお、分解整備後、再利用部品について、再利用が不可能と判断された部品については、監督職員と協議を行うものとする。

(5) 塗装仕様

本工事での機器塗装仕様は機械工事塗装要領(案)・同解説に基づき行うものとし、仕様に関しては監督職員と協議の上決定するものとする。

また、分解整備後塗装が剥がれている部位については補修塗装を実施する

ものとする

第59条 その他

1. 総合試運転

現地総合試運転において、実負荷運転が出来ないと判断される場合は、監督職員と協議の上、機器単体試験に替えることが出来る。

2. 疑義事項の処理

受注者は、工事契約後速やかに必要な調査等を実施し、契約図書と現地に差異ならびに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し、適切な処理を行わなければならない。

－以 上－

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。	第 4 1 条
	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第 4 2 条
	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 3 4 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 3 2 条

概略工事工程表

工事名：R7新川排水施設ポンプ設備整備工事

[illegible]

分解整備計測項目

ポンプ設備

2 主ポンプ設備
コラム形水中モータポンプ

設備区分	レベルⅠ	稼働形態	待機系設備
点検区分	年点検	点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※2 点検・整備方法()書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾 向 管 理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

施設名		機器名		番号(号機)		機種形式	
-----	--	-----	--	--------	--	------	--

装 置 区 分	※1 の 装 置 特 性 ・ 機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点 検 方 法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要	
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備					
					月点検	年								
					目視 点検	管理 運転 点検								点 検
全 般		主ポンプ全般		異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	S	—	S	異常音がないこと。				
			塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の剥離や劣化のないこと。				
			発錆、汚れ	—	—	E	—	—	C	錆・汚れがないこと。				
			振動(振幅)	—	—	—	—	—	M	異常な振動がないこと。				
水 中 ポ ン プ ユ ニ ット	致	コラムパイプ		空気抜弁	E	E	E	E	—	W	動作に異常がないこと。			
				腐食・塗装	E	E	E	—	—	C	異常な腐食や塗装の劣化がないこと。			
				ケーブル支持台	E	E	E	—	—	E	異常な腐食や塗装の劣化がないこと。			
				引上装置	E	E	E	—	—	E	異常な腐食や塗装の劣化がないこと。			
				水漏れ	E	E	(E)	—	—	E	異常な水漏れがないこと。			
	致	ケーシング		腐食	—	—	E	—	—	E	異常な腐食がないこと。			
				摩耗	—	—	E	—	—	E	異常な摩耗がないこと。			
				吊り金具	—	—	E	—	—	E	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。			
				ボルト・ナット	—	—	H	—	—	H	ボルト・ナットに緩みがないこと。を確認する。			
	致	インペラ		腐食	—	—	E	—	—	E	異常な腐食がないこと。			
				摩耗	—	—	E	—	—	E	異常な摩耗がないこと。			
				欠損	—	—	E	—	—	M	異常な欠損がないこと。			
	致	メカニカルシール		油量、質	—	—	E	—	—	X	適正油量であり、劣化していないこと。			
				摩耗	—	—	—	—	—	X	機能を損なう摩耗がないこと。			
	致	電動機		絶縁抵抗	—	—	M	—	—	M	基準値以下に低下していないこと。			
				接地抵抗	—	—	M	—	—	M	基準値以下であること。			
				腐食	—	—	E	—	—	W	異常な腐食がないこと。			
				入力電流	—	M	(M)	M	—	M	定格電流値以内であること。		○	
				電圧	—	M	(M)	M	—	M	定格電圧付近であること。		○	
	致	軸受		油量、質	—	—	X	—	—	X	注油を行う。			
				摩耗	—	—	—	—	—	X	異常な摩耗がないこと。			
	致	軸		腐食	—	—	—	—	—	W	異常な腐食がないこと。			
				摩耗(スリーブ)	—	—	—	—	—	M	異常な摩耗がないこと。			
	致	キャブタイヤケーブル		損傷、劣化	E	E	E	—	—	X	著しい損傷・劣化がないこと。			
	致	ケーブルホルダ		シール状態	E	E	(E)	—	—	X	水漏れのないこと。 異常な劣化がないこと。			
	致	サーマルプロテクタ		導通	—	—	D	—	—	X	導通チェックし動作すること。			
	致	浸水検知器		導通	—	—	D	—	—	X	導通チェックし動作すること。			
計 装 機 器		計器類 (圧力、水位他)		圧力計指示	—	—	(E)	E	—	X	通常に比べて異常な動作がないこと。			
				圧力計の零指針	E	E	E	—	—	X	指針は零を指していること。			
				水位計指示	E	E	E	E	—	A	指示が正常であること。			
吸 水 槽		吸水槽		土砂の堆積	—	—	M	—	—	C	土砂の堆積がポンプ運転に支障がないこと。			
				水位	—	E	M	E	—	A	運転可能な水位があること。 水位計の値に実水位と差がないこと。			

2 主ポンプ設備
主配管・弁類(主配管)

設備区分	レベルⅠ	稼働形態	待機系設備
点検区分	年点検	点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品

※2 点検・整備方法(（ ）書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し 管理基準値と比較確 認する項目

施設名		機器名		番号(号機)		機種形式	
-----	--	-----	--	--------	--	------	--

[illegible]

2 主ポンプ設備
主配管・弁類(吐出し弁)

設備区分	レベルⅠ	稼働形態	待機系設備
点検区分	年点検	点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※2 点検・整備方法(○)書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	II	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾 向 管 理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

施設名		機器名		番号(号機)		機種形式	
-----	--	-----	--	--------	--	------	--

装 置 区 分	※1 の 装 置 特 性 ・ 機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点 検 方 法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要	
					定期点検			運 転 時 点 検	臨 時 点 検					定 期 整 備
					月点検	年	点							
					目視 点検	管理 運転 点検	点 検							
手 動 式 弁		全般		動作確認	—	D	—	D	—	正常に動作すること。				
				異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の劣化・剥離がないこと。			
	致	弁箱		水抜き	A	—	A	—	—	完全に水が抜けていること。			寒冷地実施	
				腐食	—	—	E	—	—	E	腐食、錆がないこと。			
				劣化	—	—	E	—	—	E	著しい劣化のないこと。			
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の劣化・剥離がないこと。			
	致	弁体		腐食	—	—	—	—	—	E	著しい腐食が発生していないこと。			
				劣化	—	—	—	—	—	E	著しい劣化のないこと。			
				塗装	—	—	—	—	—	X	塗装の劣化・剥離がないこと。			
				損傷	—	—	—	—	—	E	損傷のないこと。			
		水密ゴム		劣化	—	—	—	—	—	X	弁座部から異常な水漏れのないこと。			
		グランドパッキン		水漏れ	—	—	E	—	—	X	異常な水漏れがないこと。			
	致	減速機構及び弁軸		潤滑油量	—	—	E	—	—	X	規定量が給油されていること。			
				異常音	—	H	(S)	S	—	S	開閉動作中に異常音を発生しないこと。			
				回転体の滑らかさ		II	II	II		II	ネジ部のカジリ、摩耗がないこと。			
		開度計		零指針	—	—	E	E	—	A	全閉時の指針の位置が0%開度を示していること。			
				作動	—	E	(E)	—	—	E	弁体の動きと指針の動きが一致していること。			

装置区分	※1 の装 置特 性・ 機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点 検 方 法 ※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備					
					月点検									
					目視 点検	管理 運転 点検				年 点 検				
電動式弁		全般		動作確認	—	D	—	D	—	—	正常に動作すること。			
				異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の劣化・剥離がないこと。			
	致	弁箱		水抜き	A	—	A	—	—	—	完全に水が抜けていること。			寒冷地実施
				腐食	—	—	E	—	—	E	腐食、錆がないこと。			
				劣化	—	—	E	—	—	E	著しい劣化のないこと。			
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の劣化・剥離がないこと。			
	致	弁体		腐食	—	—	—	—	—	E	著しい腐食が発生していないこと。			
				劣化	—	—	—	—	—	E	著しい劣化のないこと。			
				塗装	—	—	—	—	—	X	塗装の劣化・剥離がないこと。			
				損傷	—	—	—	—	—	E	損傷のないこと。			
		水密ゴム		劣化	—	—	—	—	—	X	弁座部から異常な水漏れのないこと。			
		グランドパッキン		水漏れ	—	—	E	—	—	X	異常な水漏れがないこと。			
	致	減速機構及び弁軸		潤滑油量	—	—	E	—	—	X	規定量が給油されていること。			
				異常音	—	H	(S)	S	—	S	開閉動作中に異常音が発生しないこと。			
				回転体の滑らかさ	—	H	H	H	—	H	ネジ部のカジリ、摩耗がないこと。			
	致	開度計		零指針	—	—	E	E	—	Λ	全閉時の指針の位置が0%開度を示していること。			
				作動	—	E	(E)	—	—	E	弁体の動きと指針の動きが一致していること。			
		リミットスイッチ	作動	—	E	(E)	E	—	X	全閉、全開位置でリミットスイッチが正しく動作すること。				
		トルクスイッチ		作動	—	—	—	—	—	X	異常なトルクがかからない限り動作しないこと。			
電動式弁	致	電動機		絶縁抵抗	—	—	M	—	—	M	絶縁抵抗値が規定値以上であること。			(白)盤において測定
				温度	—	II	(II)	—	—	II	異常な発熱がないこと。			
				入力電流	—	M	(M)	M	—	—	入力電流が規定値以内であること。			
				開閉時間	—	M	(M)	M	—	—	開閉時間が規定値以内であること。			

2 主ポンプ設備
主配管・弁類(逆止め弁)

設備区分	レベルⅠ	稼働形態	待機系設備
点検区分	年点検	点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法(○書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	II	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

施設名		機器名		番号(号機)		機種形式	
-----	--	-----	--	--------	--	------	--

装 置 区 分	※1 の 装 置 特 性 ・ 機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点 検 方 法 ※2					判 定 方 法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要	
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備					
					月点検	年								
					目視 点検	管理 運転 点検								点 検
逆 止 め 弁		全般		動作確認	—	D	—	D	—	—	正常に動作すること。			
				異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の劣化・剥離がないこと。			
	致	弁箱		水抜き	—	—	—	—	—	—	完全に水が抜けていること。			寒冷地実施
				腐食	—	—	E	—	—	E	著しい腐食が発生していないこと。			
				劣化	—	—	E	—	—	E	著しい劣化のないこと。			
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の劣化・剥離がないこと。			
		弁体		腐食	—	—	—	—	—	E	著しい腐食が発生していないこと。			
				塗装・劣化	—	—	—	—	—	X	塗装の劣化・剥離がないこと。			
				損傷	—	—	—	—	—	E	損傷のないこと。			
	致	弁軸		腐食	—	—	—	—	—	E	著しい腐食が発生していないこと。			
				回転の滑らかさ	—	—	—	—	—	D	カサリ、摩耗がないこと。			
		ダッシュボット		油量(質)	—	—	E	—	—	X	指定の油面であること。 油漏れがないこと。			
		リミットスイッチ		作動	—	E	(E)	E	—	X	全閉位置でリミットスイッチが 正しく動作すること。			

2 主ポンプ設備
主配管・弁類(逆流防止弁)

設備区分	レベルⅠ	稼働形態	待機系設備
点検区分	年点検	点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾 向 管 理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	II	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

施設名		機器名		番号(号機)		機種形式	
-----	--	-----	--	--------	--	------	--

装 置 区 分	※1 の 装 置 性 ・ 機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点 検 方 法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要	
					定期点検			運 転 時 点 検	臨 時 点 検					定 期 整 備
					月点検		年 点 検							
					目視 点検	管理 運転 点検								
逆 流 防 止 弁		全般		動作確認	—	D	—	D	—	—	正常に動作すること。			
				異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の劣化・剥離がないこと。			
		弁箱		腐食	—	—	E	—	—	E	腐食・錆のないこと。			
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の剥離がないこと。			
		弁体		腐食	—	—	E	—	—	E	腐食・錆のないこと。			
				塗装	—	—	E	—	—	X	塗装の剥離がないこと。			
				損傷	—	—	E	—	—	E	損傷がないこと。			
		弁軸		腐食	—	—	E	—	—	E	腐食・錆のないこと。			
				回転の滑らかさ	—	—	—	—	—	D	カジリ、摩耗がないこと。			

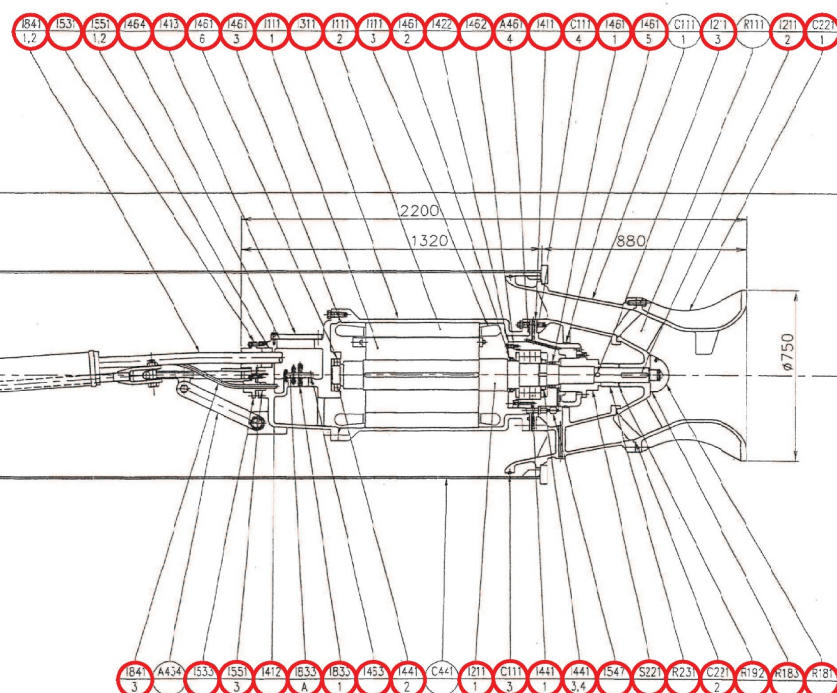
位置図 (新川排水施設)



新川排水施設 茨城県水戸市吉沼町地先

業 務 名	R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事				
図 面 名	位 置 図 （新川排水施設）				
作成年月日	令和 8 年 2 月				
縮 尺	-	図面番号	3 の 1		
設計会社名					
所 長	副 所 長	課 長	専 門 査 査	係 長	担 当
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所				

工事名	R7新川排水施設ポンプ設備整備工事		
図面名	全体平面図		
作成年月	令和 8 年 2 月		
縮 尺	1 : 3 0 0	図面番号	3 の 2
会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

[illegible]

工事名	R 7 新川排水施設ポンプ設備整備工事		
図面名	ポンプ構成図		
作成年月	令和 8 年 2 月		
縮 尺	-	図面番号	3 の 3
会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		